

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(6)

2. 日時

令和5年4月28日(金) 13時30分～14時55分

3. 場所

原子力規制庁 8階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、  
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

白神執行役員 品質・安全管理室長

塩田執行役員 熊取事業所長

熊取事業所担当部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：参考資料1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料2：参考資料1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

資料3：参考資料1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

資料4：H-23005 熊取事業所保安規定変更認可申請(本申請)  
コメント対応整理表(R5/4/11)

時間	自動文字起こし結果
00:00:01	A6 を変えさせていただきました。
00:00:04	本日は 24 日に提出いただきました資料を踏まえまして江藤規制庁側から、
00:00:10	資料の中身について確認をしていくという形でヒアリングを行わせていただきます。
00:00:18	では早速なんですが、衛藤。
00:00:21	質問に移らせていただきます。
00:00:25	まず一つ目なんですけれども、
00:00:28	申請書の PDF で 50 ページをお開きいただければと思います。
00:00:33	33 条に、
00:00:35	なります。
00:00:45	はい、確認しております。
00:00:47	はい。こちらで 5 交通が新設された規定になっておりますけれども、
00:00:54	ここで説明されている。
00:00:56	第 2-2 領域と第 2 の 7 領域。
00:01:00	に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策。
00:01:06	というのが記載されておりますけれども、個々具体的にどのような対策をとっていくのかというのをちょっとご説明いただいてもよろしいですか。
00:01:16	はい。
00:01:17	原子燃料工業の内海でございます。こちらの 5 ポツに記載しております。有意な核燃料物質が購入されないようにというところなんですけれども、
00:01:27	記載の意図としては、これらの A にですね、物質 AAF に酸化プラン、粉末ですとかペレットといった核燃料物質を持ち込まないようにするといったようなことを意図して書いております。
00:01:45	このため、具体的な対策といたしましては、
00:01:50	保安規定等でこれらの部屋に、
00:01:53	核燃料物質、ペレット、二酸化ウラン粉末を、
00:01:57	持ち込まないということが、記載、現在ちょっと明確ではございませんので、そういった記者
00:02:04	意図が明確となるよう記載のほうを見直したいと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:12	衛藤若山記載を見直すっていうのは、あれですかね、申請書上で、今ご説明いただいたように、COIIであったりペリーや手術、二酸化ウランペレットであったり、
00:02:26	ペレットとかを持ち運ばない。
00:02:29	運用を、
00:02:32	申請書上で明記して、するっていう理解でよろしいですか。
00:02:39	原子燃料工業内海でございます。はい。その通りでございます。
00:02:44	わかりました。
00:02:47	では、ちょっとその旨、
00:02:49	明確にさせていただきたいと。
00:02:55	続きまして2点目なんですけれども、参考資料1-1の30ページ目を開いてくださいこちらの、
00:03:02	PDFと、通しページ同じ30ページ。
00:03:13	こちらのNo.10の中、No.10の-11についてですけれども、
00:03:35	今更で恐縮なんですけどもしよろしければ熊取側で開いてるページを画面共有していただいてもよろしいですか、すみません。
00:03:44	はい、少々お待ちください。はい。申し訳ありません。
00:03:54	輸送とか、
00:03:56	皆ちゃんと開いてるか。
00:03:58	はい。
00:04:14	お母さん大丈夫。
00:04:27	原子燃料工業でございます。画面、
00:04:30	の方、共有できておりますでしょうか。30ページ映しております。緑ます。ここのナンバー10-9一番上のところなんですけれども、まず左側の
00:04:41	許可からオンして反映すべき項目としてのところを見ていただくと、
00:04:48	ここで情報システムセキュリティ計画を定めるという旨を踏まえて本規定の、
00:04:56	流れ、本店に反映するっていう形で書かれておりますけれども、この情報システムセキュリティ計画を定めるっていうところなんですけれども、
00:05:07	ここは核物質防護規定の方の、加工規則でいう9条第1項8号で、
00:05:14	核物質防護規定に定める項目として情報システムセキュリティ計画を定めることというふうに書かれておりまして、それを踏まえた、
00:05:22	ソフト対応なのかなと思ってのんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:27	ここ保安規定に追加するっていうのはどういう意図で保安規定にも追加しているのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。
00:05:35	PP 規定でも保安規定でも両方でも、
00:05:39	押さえておきたいそういう意図なんですか。
00:05:50	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:05:54	はい。
00:06:11	原子燃料工業でございます。
00:06:14	あと、大変恐縮なんですけれども青木様のご質問、最後の方が、すみません。ちょっと音声途切れてしまって、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。はい。江藤。この、
00:06:25	許可の記載っていうところでこの情報システムセキュリティ計画を定めるっていうのはあくまで PP 防護規程、核物質防護規定側で拾うソフト対応なのかなと思ってんですけども。
00:06:38	保安規定でも、この A 棟、
00:06:41	情報システムセキュリティ計画を定める、拾い上げている理由というのは何かあるのかなというふうに思いまして、お伺いしております。
00:07:05	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:07:40	あ、
00:07:45	あ、原子燃料合計の 5 です。今の
00:07:49	そうです。計画ですね、計画について許可の方で、
00:07:55	明確にこういう計画を定めるというふうにしており、これをソフトウ
00:08:01	対応の、
00:08:03	一つ。
00:08:04	であるということで、位置付けておりますので、
00:08:09	それを踏まえて本規定には、
00:08:11	そういったまた劣るとい、
00:08:16	あれですねそういう不正アクセスの行為があるからそういう対応しますということ。
00:08:22	だけ規定した上で、その下部規定において、その計画を定めることも含めて、
00:08:33	今下部規定に定めれている
00:08:39	具体的な用法 194 という
00:08:43	容量があるんですけどもその中で展開していこうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:08:47	展開していくんですけどもその中においてとか個別防起きて、
00:08:56	の範囲に含まれる。
00:08:59	アース計画をですね、その計画を、
00:09:02	を、
00:09:03	委員をして、許可後の、
00:09:07	の要求との繋がりを持たせようと考えています。
00:09:15	わかりました。ご説明ありがとうございます。衛藤。
00:09:21	議会としては
00:09:23	簡単に言うと、
00:09:25	PP 規定でも保安規定でも両方で押さえて許可への対応としたいという理解でよろしいでしょうか。
00:09:35	原子燃料工業の小疇さんは磯の理解で我々も下部規定の方、構築しております。
00:09:42	わかりましたその上で、ちょっと
00:09:45	今共有していただいている画面もう少し右に寄っていただいて保安規定のところをちょっと映していただいてもよろしいですか。
00:09:56	ここ (5) で
00:10:01	許可での、
00:10:03	計画を定めるを受けてここを書か係で追記されてますけれども、これは (5) の前段の方で、キンカンのところで、もうすでに書かれている内容を、
00:10:15	から大きく何かね、内容が追加されてるような、
00:10:20	ようには思う。
00:10:22	2、読み取れないなと思っていて小高は、あくまで記載の適正化という理解で良いんですかね前回の、
00:10:31	ヒアリングでも、
00:10:33	確認させていただきましたけども、許可を踏まえた変更なのか、記載の適正化なのかという観点でこの追記っていうのは、
00:10:43	どちらに当たるのかっていう整理はすでになされてますでしょうか。
00:10:50	原子燃料工業のことです。今見ていただいているところですね
00:10:56	遠藤氏、
00:10:58	豊川の要求計画を定めるところを、
00:11:02	だけではなくて
00:11:04	情報システムに対する妨害破壊行為が行われる恐れがある恐れ恐れが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:11:10	ある場合行われた場合の対応できるよう、っていうところからも含めて ですね、今の保安規定では、
00:11:20	定め、
00:11:21	明確にしませんで、それで今回、
00:11:29	青字の部分ですね、全体を入れ込む予定です。
00:11:34	なぜ計画を定めるところも、そこもあった対応をとると。
00:11:39	ということで保安規定の方、変える。
00:11:43	淡路のところを追加するということです。その中で先日の面談でも
00:11:51	コメントありました、許可からの変更点なのか真木さんの生活をすると いう点につきましては、こちらの
00:11:58	向上伴わないソフト対応の話なので、その点は、記載の
00:12:08	適正化とした上で、許可からの変更点の、
00:12:13	見直しというようなことで考えています。
00:12:19	わかりました記載の適正化という整理ということを理解したのとあとち よっと要求というところの発言があったと思うんですけどそこちよっと明 確に確認していきたいんですけども。
00:12:30	まず、
00:12:30	PP 規定等、核物質防護規定と保安規定等ありましてそれぞれ要求があ りますと、
00:12:38	加工規則の第 9 条のところ核物質防護規定には次のことを定めること というふうになっていてその中で、例えば情報システムセキュリティ計 画に関することを定めることと、
00:12:48	いうところとあと妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に 関することというふうにとめられていて、保安規定上はそういう、
00:12:59	何ですか、情報誌、セキュリティ計画とか、妨害破壊行為ってこの は、明示的に加工規則上載ってないんですけども、
00:13:08	そこは、
00:13:12	保安規定の要求として、ここを書いているってことなんですけどそこを ちょっと
00:13:17	しっかりと確認したいんですけども。
00:13:26	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:13:31	うん。
00:14:25	を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:42	原子燃料工業の方です今の件ですがちょっと整理いたしたいと思いますので次の要件にお願いしてよろしいでしょうか。わかりました。今のところ一応最後改めて確認すけどここは記載の適正化という整理の上で
00:14:58	要求のところを確認してくださるってそういう理解でいいんですよね。
00:15:02	ごめんしつこくて大変恐縮です
00:15:08	が、いずれのここの丘でその整理でいきたいと思っております。
00:15:12	わかりましでは次にいきまして、
00:15:19	えーと、
00:15:23	コメント回答の、
00:15:24	いただいております。
00:15:29	3番についてなんですけども変更理由のところですね。
00:15:58	こちらについてちょっと
00:16:01	補正のときっていう形で回答いただいておりますけどもちょっと個別にこのところはどう、どういう整理になっているのかというのを確認させていただければと思ひまして、ちょっといくつか
00:16:12	個別のところを確認させていただこうと思ひます。
00:16:18	それで、早速ですね申請書を開いていただいて、33条のところ、
00:16:25	そしてPDFで言う51ページなんですけれども、
00:16:39	こちらの、
00:16:45	放射線業務従事者、
00:16:48	操作員に、
00:16:49	改めて改める。変更理由は、
00:16:54	これはどのような整理になったのかっていうところ。
00:16:59	教えていただければと思ひます。
00:17:03	はい。原子燃料工業、内海でございます。
00:17:06	こちらの放射線業務従事者を操作員に変更しているところですけども、
00:17:13	現状は加工事業変更。
00:17:17	仮許可を踏まえた変更としておりますが、こちらの変更、操作員への変更は、工事を要さないもので、記載、
00:17:28	変更するだけのもの。
00:17:31	というふうに判断をいたしまして、補正にて記載の適正化に変更をしたいと考えております。以上です。
00:17:41	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:17:43	わかりました。次、58 ページで 58 ページ。
00:17:48	46 条の 2。
00:17:51	を開いていただければと。
00:17:54	こちらの、
00:17:56	(4)。
00:18:00	有害物質、
00:18:02	が、一年生が有する物品、
00:18:05	という形で、
00:18:07	改められているところについては、
00:18:17	変更理由はどのようになってますでしょうか。
00:18:24	原子燃料工業内海でございます。こちらの記載につきましても、現状、 記載の許可、
00:18:34	の反映というふうにしておりますけれども、記載の適正化というふう に補正申請にて、記載を見直したいと考えております。
00:18:45	以上です。はい。
00:18:48	続きまして (5) のこの女子情報システムの話は先ほど確認したと記載 が適正管理修正ということかなと思いますので次いまして 50 条のと ころで、59 ページ、次のページです。
00:19:02	こちらで、今見えてますけど作業員と、
00:19:05	放射線業務従事者、
00:19:08	の、この修正についても教えてください。
00:19:14	原子燃料工業内海でございます。こちらの記載につきましても、放射線 業務従事者のへの変更につきましても、記載の適正化に補正申請にて見 直したいと考えております。以上です。
00:19:28	はい。
00:19:30	続きまして 75 条。
00:19:33	になりまして 84 ページ、PDF で 84 ページを、
00:19:38	お願いします。
00:19:47	次に、
00:19:54	うん。
00:20:04	原子燃料工業でございます。恐れ入ります 74 条でよろしかったでしょ うか。ごめんなさい、次のページの 75 兆だよね。
00:20:15	個々の
00:20:16	連続的に、が追加されているところについて教えていただければと思い

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:20:23	はい。原子燃料工業済みでございます。こちらの連続的にへの変更につきましても、変更の理由を記載の適正化に見直したいと考えてございます。以上です。
00:20:37	はい。
00:20:39	ちょっと一つ飛ばしちゃったんで戻っていただくんですけど PDF で 71 ページの、
00:20:45	62 条の 6
00:20:52	ここの、
00:20:54	労働安全衛生法、
00:20:56	等関係法令のここの記載、追記されているんですけどここを、
00:21:01	はいかがでしょうか。
00:21:16	原子燃料工業で、内海でございます。こちらの労働安全衛生法令等の記載ですけれども、こちらの変更理由も、
00:21:27	記載の適正化に補正申請にて見直したいと考えております。以上です。
00:21:33	最後になりますけれども、PDF で 169 ページ。
00:21:38	別表第、別表中、
00:21:40	開いてください。
00:21:45	こちらで細かく測定器の印象とか変わってますけれども、
00:21:53	ここの点についても、
00:22:01	教えてください。
00:22:05	はい。原子燃料工業内海でございます。こちら別表中の補正の理由につきましても、現状から、記載の適正化に補正申請にて変更したいと考えております。以上です。
00:22:19	はい、わかりましたありがとうございます。
00:22:23	次の質問に移ります。
00:22:26	参考資料 1-1、20 ページを開いていく。
00:22:36	鈴木さんからここの点確認していただいてもいいですか。
00:22:40	はい。
00:22:42	規制庁の鈴木です。
00:22:47	後、ナンバー 5-28 において、
00:22:50	第 2 加工棟に設置する屋内消火栓に、
00:22:54	よる。
00:22:55	消火活動のための、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:23:01	雨のアクセスルートの記載について、前回面談、4月11日でも指摘しましたが
00:23:08	建物外から第2加工棟へのアクセスルート、
00:23:12	との記載が誤ったままとなってる。
00:23:15	と考えられるんですけども
00:23:19	前回面談の中で修正するっていう回答だったと思ってるんですけども修正しない理由っていうのなんだったんでしょうかちゅうのは、1点目の質問です。
00:23:57	原子燃料工業の方ですこちらにつきまして前回のコメントをいただいたのに大体通りですね
00:24:09	適切に見直したいと思って、
00:24:11	ておりますけども参考11日からちょっと種ようになっておりませんです。申し訳ございません。
00:24:25	はい。規制庁の鈴木ですがこれ、
00:24:28	修正漏れっていう理解でよろしいってことでしょうか。
00:24:34	原子燃料工業の方ですはい。その通りでございます。
00:24:39	では第2加工棟へのアクセスルートっていうのを
00:24:46	第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルートですとか、許可でいうと
00:24:51	各室へのアクセスルートとかってなってるのでそのように修正されてくるっていう。
00:24:58	ことでよろしいんでしょうか。
00:25:01	原子燃料工業の方は許可の考え方の通りに適切に
00:25:09	記載のほう充実したい。
00:25:12	思います。
00:25:13	はい。
00:25:15	続きまして
00:25:17	同じく参考資料1-1の、
00:25:20	26ページ。
00:25:22	なんですけども、
00:25:32	26万ナンバー9の33ですね。
00:25:45	それで
00:25:46	危険物量及び高圧ガス量が
00:25:51	下位規定を含めて定められていることが確認できないのですがどのような整理としてるんでしょうか要は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:25:59	危険物量ですとか高圧ガス量を制限するっていうふうに書いてあるんですけど、具体的な量とかが、
00:26:06	改定含めて、
00:26:08	読めないんですけども、
00:26:10	どのように整理されてる。
00:26:12	かちょっと説明いただけないでしょうか。
00:26:21	原子燃料工業の柿木でございます。
00:26:25	一応ここ資料にはちょっと追記するのを失念しております失礼しました
00:26:30	總經理されるですね貯蔵物が調剤危険物の貯蔵高の量を変更しない管理というのはですね、
00:26:38	この地方の後ろの方にですね付け足すということで、
00:26:44	都会関係下部規定を
00:26:47	追記するというので今、準備しておりますこれちょっと書きもん損じでございます失礼しました。
00:26:56	以上です。
00:26:59	規制庁の鈴木です。
00:27:01	他の場所は確かに
00:27:05	貯蔵量を変更したように管理するっていうのはあるんですけど、
00:27:16	それが貯蔵量を変えない、変更しないっていう中より
00:27:21	火災とかそういう評価した量を、
00:27:26	を超えないっていうことだと思うんですけども、そのような具体的な、
00:27:31	許可では評価に用いた数値みたいなのはそこには、下位規定とかに入っていないのでしょうか。
00:27:40	診療工業の柿木です。
00:27:43	これ障防法に届け出たような数字でございますので、
00:27:50	ここには、この通りは貯蔵量を変えないというような感じで整理して、
00:27:57	合い基準に盛り込むということで考えてございます。以上です。
00:28:11	そうです。また事業所とかですと
00:28:17	×代表かとか、そういうもちいだ。
00:28:20	量をちゃんと規定してるんですけども、
00:28:27	障防法で届け出た量を、
00:28:29	あれは変えないってことでしょ、公共はすいません失礼しました。
00:28:37	原子量雇用柿木です。よろしいでしょうか。
00:28:42	はい。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:28:43	すいません原子燃料工業の柿木です。失礼しました
00:28:49	爆発の評価に用いた量を超えないような管理ということで数字も含めてですね、下部規定の方に記載するように
00:28:58	改めます。
00:29:00	以上です。
00:29:02	はい。
00:29:03	規制庁の鈴木です。
00:29:05	承知しました後、今のに関連しまして
00:29:09	貯蔵量を変えないっていう表現だとちょっと、
00:29:13	助走量って変わってしまうものかと思うんですけども。
00:29:18	うん。日本語、言葉の問題かもしれないんですけども、
00:29:23	うん。
00:29:24	最大貯蔵数量とかそれとまたちょっと違った意味になってしまうのかもしれないんですけども、
00:29:33	貯蔵する初動量を変えないっていう記載でよろしいんでしょうかね。ていうか
00:29:42	変わるもんだと思うんですけど貯蔵量がですね。
00:29:46	原子燃料工業の柿木です。
00:29:49	最大貯蔵量を超えないように管理するという意味で、最大値、
00:29:56	わかるようにですねちょっと記載検討いたします。
00:30:00	以上です。
00:30:01	規制庁の鈴木です。承知しました。
00:30:04	私からは以上です。
00:30:28	青木さん個別の質問に入っちゃって、ちょっと待って、ごめんなさいちょっと確認させてください少々お待ちください
00:30:37	あ、すみません規制庁どうぞ。
00:30:41	いいですか。どうぞ。今の構造からちょっと1点。はい。戸崎小澤さんお願いします。すいません。どうぞ、内海さんどうぞ。じゃあ、佐世保から次から先に今の鈴木との最後のやりとりとちょっと、念のため
00:30:54	結論を確認しておきたいんですけども。
00:30:56	まず危険物の量と、高圧ガスと、もうこれは火災とか爆発の評価で使った量を、量以下、そもそも管理されるもので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:31:09	最初の回答と、あと障防法とかの関連度での量っていう話もありましたけど、どういう記載の量にかかわらず、いずれにしろ管理される量は許可の、
00:31:20	評価で使った量以下になるようにまずは管理されるっていう方針だっという理解でよろしいですか。
00:31:27	原子燃料工業の柿木です。ちょっと
00:31:30	紛らわしいご発言は発言をしまして申し訳ありませんでしたおっしゃる通りですね事業許可で示しました量を超えないような管理をするということが明確になるようにですね、
00:31:41	記載したいと思います。以上です。
00:31:44	規制庁大津営業課長分かれましてありがとうございます。小澤さん、お願いします。
00:31:51	そうですねけれども、アクセスルートのところをですね、適切な形に修正されるっていうことだったんですけど、一応念のため確認、適切な形がどういうものなのかっていうのをちょっと確認。
00:32:04	させていただきたくてですね、このところ、
00:32:11	現状の記載を見ると、建物外から第2加工棟へのアクセスルート、
00:32:17	及び屋内消火栓から各室へのアクセスルート、
00:32:22	って書かれていて、
00:32:23	記載が抜けているというか足りないというところっていうのは、屋内消火栓までのアクセスルートみたいする記載が足りないよっていう認識でいるんですけど、
00:32:35	それでよろしいですか。
00:32:40	原子、原子燃料工業藤原でございます。ご指摘の通りでございまして、我々修正するようにさせていただきます
00:32:49	第2加工棟へのアクセスというのは、敷地内でのアクセスになってしまいますので、おっしゃる通り我々、第2加工棟内の行い上、
00:32:58	失礼しました屋内少数河成のアクセスルートと、
00:33:02	それから消火栓から各市閉ですねそちらへのアクセスルートというところがですね明確になるように修正したいと思います。以上です。
00:33:15	小澤ですわかりました。くどいですがけれども、建物外から屋内消火栓までのアクセスルートとそこから各室にアクセスルートをとっていうようなことが読み取れるように修正いただくっていうことで理解しましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:33:29	よろしく申し上げます。
00:33:31	はい。原子燃料工業 Fujiwara です承知いたしました。
00:33:53	あすいません規制庁青木でございます。大枠としての質問は以上になります。個別の確認に移らせていただきます。それでは担当の方から質問申し上げます。
00:34:07	規制庁野村です。
00:34:09	私から1点なのですが、申請者ですね、58PDFの58枚ね。
00:34:17	ページでいうと53ページですね不法な侵入等の防止、46条の2。
00:34:24	ノーですね、(4)ですね。
00:34:28	このアンダーラインの部分に、その他の危険物が持ち込まれるということ、
00:34:35	書いてあるんですけど、ここで言うその他の危険物っていうのはどういうものを考えていらっしゃるのでしょうか。
00:34:51	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:34:55	はい。
00:35:24	原子燃料工業の岡田ですこちらについてはですね
00:35:33	ここの(4)で示そうとしてる絵のことが、
00:35:43	電手荷物とか携帯物品とかそちらの方の点検を、を行う。
00:35:50	ですね、その中で
00:35:53	金属腔とかの探知機も使ったりして、
00:35:58	点検は、
00:35:59	することになるんですけども、その際
00:36:04	左に書いてある損益粘性有する物品以外ですねそう
00:36:10	アハハ者とかそういう人に木が打てるような網も含めて、
00:36:15	その他の危険物というふうに考えています。
00:36:21	規制庁野村です。そういうことなんだろうなと思うんですけど、許可において人とか物とかに機会を与えるとか、そういう表現があったと思うんですが、
00:36:34	そういう理解で、
00:36:36	いらっしゃるんですよっていうことと、
00:36:39	あとその他の危険物っていうものを、がどういうものかっていうのは現場の守衛さんですかねわかんないですけど、そういう方たちにもちゃんと共有されてるっていうことでよろしいのでしょうか。
00:36:56	原子燃料工業の数、その点につきまして関連する下部規定の方に表の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:37:04	表形式でそういった具体的な例をまとめて、それをその警備のへん人間にも周知させております。
00:37:15	あ、あそうですか。規制庁、野々村ですけど、それって
00:37:20	参考資料1-1から1-2に入ってるんですかね。具体的にはとかなくてもいいんですけど、こんな資料にありますよみたいなものってあるんですけど。
00:37:32	あれば私が見落としなんですが、
00:37:39	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:38:15	はい。
00:39:06	原子燃料工業の方です。
00:39:10	参考資料のですね1-2の方にの、
00:39:18	通しページで右下の8ページ。
00:39:23	マスキング2、ナンバー9-3ということで、
00:39:29	この辺りの、
00:39:31	持ち込み物品への管理ですね、について、
00:39:36	下部規定で展開しております、
00:39:40	その中で、幼保194という、
00:39:45	容量の内容についてこれ取りましてそこに具体的に
00:39:51	不審物と、こういったもの、不審物等について書いております。
00:39:59	系統の間ですけど
00:40:02	幼保194の、
00:40:05	どこですかねちょっとすれば、
00:40:08	目で追ってるんですけど、
00:40:13	1年の後半からです。ちょっとマスキング箇所にはしておるんですけど、手荷物の持ち込み点検というような、
00:40:24	ところですね6ポツあたり、もう、
00:40:28	そう。
00:40:30	てにも、そこでしゃべっちゃいけないのか。
00:40:37	うん。
00:40:40	その他の危険物っていうのに相当するのは何なんののかってのがちょっといまいちわかりにくいところなんですけど、
00:40:51	どうなるんだろうな。
00:40:54	これは1言っているのかなこれはまずかったらマスキングなんですけど不審物。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:40:59	神仏ってというのが驚見相当するもの。
00:41:03	ということなんですかね。
00:41:11	原子燃料工業の岡です
00:41:15	す。だから残し不審物と危険物と取り、取り方によって意味が変わって くるところもありますので、
00:41:26	保安規定の記載の方
00:41:28	どういう表現する方。
00:41:31	検討いたします。
00:41:33	はい。ここはできてないですけどここは下部規定をちょっと見直すとい うことにしてもらえますか。特に申請書を変えるというわけじゃないの で、
00:41:45	下部規定の方を必要により、見直してその許可に合うような表現に、
00:41:51	して欲しい。
00:41:53	ということですね。
00:41:55	原子燃料工業の岡です。生じました本店の規制このままとして、
00:42:00	下部規定の方で展開適切な表現に見直すことを検討いたします。はい。 私からは以上です。
00:42:11	すいません規制庁内海座間。今のやりとりの中で許可を踏まえて、表現 がいいんじゃないかって話があって
00:42:18	そこら辺は適時やっていただける事業者の方やっていただければいい と。あくまでも許可との繋がりが
00:42:24	あればいいかなと思うんで、中身の記載は何か事業者の実際やる人がや っぱりわかりやすい記載であればいいと思うんで、
00:42:33	また修正するにしても許可と繋がりが読めるような、
00:42:37	レベルで別な顔なんかを修正するようなものは要らないんじゃないかな と思います以上です。
00:42:43	そうなんてねと規制庁野村ですけども麻生をですなは、我々に下部規定 の中身まであれこれようとは思っていませんので、
00:42:53	私どもの懸念事項を踏まえて対応していただければなという。
00:42:59	ところです。以上です。
00:43:05	原子燃料工業藤原です今ご指摘いただいた点も含めてですね、ちょっと 当然許可の繋がりもございますし、あと内容についてはですね PP 管理 者とかも含めて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:43:18	きちっと見直したいと思います。ただあんまり特定した書き方にすると ですね今度三木見る人たちがそこしか見なくなってくるので、当然例示 を含めたものを、
00:43:29	ですねそういういろいろなところをですねきちっと、実際、きちっと警 備できるように見直したいと思います。以上です。
00:43:39	規制庁の村松から私もその1個1個特定しろとは思っていない、そこま で求めているんですけど。
00:43:47	何かその他のっていうと、非常にわかりづらいんで何か例えば刃物等の 危険物とかそういうなら、イメージが湧くかなっていう話、そっちの方 がいいのか、ベターかなと思ったんですよ。
00:44:00	だからこういうコメントしたということなので、許可に沿った考え方に 沿った
00:44:06	概念的な現物の概念的な表現みたいなものがあれば、別にそれで、
00:44:12	いいんだろうなと。問題はそれがその現場の人にちゃんと共有されるこ となんで、
00:44:17	そこだけ気をつけてもらえればなと思います。以上です。
00:44:22	原子燃料工業藤原です。ご指摘の点承知しました。はい。失礼します。
00:44:29	規制庁の鈴木です。
00:44:33	私の方から何点かあります。
00:44:38	まず
00:44:40	50条、第50条の被ばくの低減措置のところなんですけども、
00:44:46	申請書でいうと54ページになるんですけど
00:44:50	参考資料1-1ですと、
00:44:53	1ページ目ですかね。
00:44:55	参考資料1-1の、
00:44:57	レジメ。
00:44:59	の、
00:45:01	ところの、
00:45:02	50条のところに
00:45:06	許可の方で加工施設は、
00:45:09	ちょっと待ってます。
00:45:13	参考資料1-1のページ目を開きますか。
00:45:34	あのPDFで1ページだと思いますけど、
00:45:49	そこの左側ですかねもうちょっと許可の記載なんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:45:56	よろしいですかねここに加工施設は通常時において加工施設周辺の公衆 って書いてあるんですけども今
00:46:04	講習にかかるところはちょっと、
00:46:08	どこに書かれてるのかっての下部規定を通してもちっとわからなかった のでちょっと説明いただけないでしょうか。
00:46:33	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:47:27	原子燃料工業の方ですこちらの方
00:47:34	対応する保安規定の条項第 50 条ということで、紐づけてはいるんです けれども、こちらの方を、
00:47:44	第 50 条の方
00:47:47	管理区域内で作業をする場合の、その被ばく低減の措置のところを引っ 張ってる状態で、そして、
00:47:58	その格好施設の周辺の公衆に対しての直接的にはこの第 50 条では内容 に触れておりません講習に関しましては、
00:48:08	線量限度、
00:48:14	が上がってそれに対しての管理目標値というものを保安規定に定めてい てそれに対しても超えないように、放射性、
00:48:24	気体廃棄物ですとか、放射性液体廃棄物ですねこちらのオフィスの管理 の方で、
00:48:29	超えないように、
00:48:33	限度を超えないように管理していることで、合理的、
00:48:37	インターフェ可能な限り、温泉箱公衆に対しての被ばくを低減するとい うことで、整理しています。
00:48:47	規制庁の鈴木です。具体的にどこに書かれてるんでしょうか。
00:48:53	ていうのとあと、
00:48:56	要は、
00:48:57	地方所周辺の、
00:48:59	業者境界外の執行伺以外にも事業所内に立ち入る講習も要ると思うんで すけども、
00:49:05	その辺はどこで読むんでしょう。その辺の報酬、
00:49:08	総講習って何を想定してて、
00:49:12	下部規定含めて、
00:49:14	保安規定含めてどこで読むんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:49:17	いうことをちょっと説明いただき、具体的に説明いただければと思います。
00:49:29	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:51:35	原子燃料工業の大亀でございます。
00:51:39	ただいまの
00:51:41	件ですね公衆の被ばくの管理につきましては
00:51:46	この 50 条ではなくてですね。
00:51:48	例えば、センリョウ。
00:51:52	幹線、線量当量であれば、設工認の中で遮へい評価とか行っておりますので、
00:52:01	敷地周辺の
00:52:04	敷地外の公衆への被ばくは、All、
00:52:08	管理された状態にあるということ、それから、
00:52:14	液体廃棄物や気体廃棄物の放出につきましては、70 条、75 条の方で、
00:52:24	管理しておりますので公衆への火、
00:52:27	ます。
00:52:29	そちらの
00:52:33	記載に基づく管理によりまして公衆の被ばくを、
00:52:36	低減しているという、いた
00:52:40	状況になってございます。以上です。
00:52:44	規制庁の鈴木です。
00:52:46	では、
00:52:50	スカイシャインだとか直接線とかそういう、
00:52:53	線量というのはハードハード遮へいって考えますけども
00:53:00	事業所内に一時立ち入り見学者ですかね、管理区域に入るまでも、
00:53:07	事業所内に入っている方とか野瀬
00:53:12	線量管理指導されてるんですけど。
00:53:16	この表のから読み取れないと思うんですけども。
00:53:29	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:54:10	県進藤工業の要でございます。
00:54:13	敷地内に立ち入るものにつきましては、
00:54:18	管理区域の境界で線量等、管理してございまして、その外、
00:54:26	管理区域外というところで
00:54:29	敷地内のものの線量管理等は、してはいないんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:54:37	していないという状況になります。
00:54:49	規制庁の鈴木ですけど
00:54:52	管理されてないってことですか一般公衆の線量は、
00:55:02	管理区域境界でねってということで、坂個人の募集で線量計と違うと思うんですけども、
00:55:11	原子燃料工業の要でございます。
00:55:14	ここです。それから 50 条に対応するところに書いてございます公衆と、
00:55:21	いますのが敷地外の方、
00:55:25	について述べているところでありまして敷地に、
00:55:30	立ち入る方例えば一般の
00:55:32	公衆といいますか
00:55:36	協力会社の方とか見学に来る方等を敷地
00:55:41	の中に立ち入る方、おりますけれどもそちらにつきましては、
00:55:46	線量の管理ということはしてはいないんですけども、
00:55:53	1 ヶ月に敷地に立ち入れる日数とかをですね管理して
00:56:00	そすといったような管理にはなりますが、
00:56:04	敷地外の方と
00:56:09	指揮、敷地に入られる方についてはそのような、
00:56:13	管理といいますか、
00:56:16	はしてはございますが個別に線量を管理するということは、
00:56:21	していないと、そういう意味でございます。以上です。
00:56:30	規制庁の鈴木です。
00:56:33	長くなってしまうんですけど、もうやめようかと思うんですけど
00:56:37	まずこの 50 条のところ、
00:56:41	これって管理区域内で作業を行うと言ってるんでもう 5000 業務 10 社のことだと思うんですねこの構成業務者における線量低くす輸出をめぐるって最後書いてますから、
00:56:52	ここで公衆の、
00:56:55	要は、
00:56:57	事業所境界会の講習の事を書いてますってまず読めない。
00:57:01	じゃないかと思うんですけども。
00:57:04	それはまた
00:57:06	報酬についてどう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:57:09	管理してるかっていうまた何か説明いただければと思います。
00:57:14	下部規定で動作がなければもしあればちょっとまた説明いただければと思います。
00:57:20	よろしいでしょうか。
00:57:28	あれ鈴木さんすみません、鈴木さん 50 条で管理しないっていう最初利用者の説明があったと思うんですけど。
00:57:36	そこ、一応確認してもらっていいですか。
00:57:39	お見せ、今、
00:57:42	報酬については 50 条で言っていて、鏡さんが言ったと思うんですけども、
00:57:47	了解してくれました。
00:57:50	だけど 50 これ読めない、これはもう個人競技者の木曾限定した記載が、
00:57:57	思いますよっていうことです。
00:58:03	原子燃料工業の岡留でございます。
00:58:06	藤。
00:58:07	はい。さっき、今おっしゃっていただいたことは左の
00:58:14	許可の要求のところには、
00:58:17	放射線業務従事者だけでなく、
00:58:20	講師、公衆の被ばく管理についても記載されて下線が引いてあるというところにもかかわらず、
00:58:30	保安規定の、
00:58:32	対応する保安規定の条文が 50 条しか引用されてないと対応させ、
00:58:38	られてないと。
00:58:39	ということかと思います。で、50 条というのが放射線業務従事者の被ばく管理についてのみ、記載しているところですので、
00:58:47	公衆の被ばく管理につ被ばく低減については、対応する記載が今のところ、資料中になかったようなご指摘かと思いますのでちょっと資料の方は、
00:59:00	見直しまして対応した状態で、
00:59:04	許可からの要求に対して対応が取れた、
00:59:09	資料に見直すということを検討いたします。以上です。
00:59:16	規制庁の鈴木です。よろしく申し上げます。
00:59:19	あと、今のところに関連しまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:59:24	ですね参考資料1-1のナンバー1のところなんですけども、保安規定の50条の業務については保安規定で放射線業務者に、
00:59:34	改めているんですけど作業者をですね今回改訂だ作業者として、
00:59:39	改めているんですけどもそれ単なる修正漏れが何か意図があるんでしょうかっていうことを教えてください。
00:59:56	原子燃料工業かです。ご指摘の通りですのでの本規定と
01:00:05	整合とれるように、下部規定の方も見直します。
01:00:11	はい。よろしくお願いします。
01:00:13	続きまして参考資料1-1の、
01:00:17	15ページ目のナンバー、
01:00:20	4-20についてです。
01:00:30	この
01:00:31	下位規定としてグリーンハウス管理方法、第1廃棄物貯蔵棟ってあるんですけども、
01:00:39	これ例示してるから、グリーンハウス管理方法第1期棟のみってしてるんでしょうかとか、何かこう、第1廃棄物貯蔵棟のみ、
01:00:50	限定してる理由って何かあるんでしょうかっていうのをちょっと教えてください。
01:01:03	原子燃料工業の亀井でございます。
01:01:06	今ご指摘につきましては第2加工棟と第1、
01:01:13	廃棄物ちょうど等に第一種管理区域を設けておりますので、
01:01:20	両方に、
01:01:23	この設備のクリーニング等につきましては、
01:01:28	次、DHグリーンハウスですね、押す。
01:01:33	設置して管理するということは、
01:01:35	第2加工棟及び第1廃棄物長等両方に適用されることですが、
01:01:42	そうですね、上に書いてございますOPKC。
01:01:48	KN-522、
01:01:51	140という、
01:01:53	作業標準がございまして、
01:01:55	第2加工と、及び第1種、第1廃棄物貯蔵棟、
01:02:00	両方の
01:02:04	とですね、高専が、
01:02:07	となるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:02:08	空气中濃度が高くなる恐れのある作業について、瀬、
01:02:14	説明した文書になっておりまして、
01:02:17	第2加工棟の管理につきましては、
01:02:23	二つ示している。
01:02:25	作業標準のうち、上の文章で定めているということになります。
01:02:31	これに加えまして第1廃棄物貯蔵棟、
01:02:35	の
01:02:38	グリーンハウス内で廃棄物の切断作業とかする際の、
01:02:44	管理掘管理方法といいますか作業方法ですねこちらは、
01:02:48	そちらについて別途作業標準を作っているということになります。
01:02:57	そうです。
01:03:01	規制庁の鈴木です。
01:03:04	ということは第一種管理区域がある、第2加工棟の方もちゃんと佐田下部 規程で定められてるっていう理解で欲しいってことですか。
01:03:13	そうそう、そういうことですよね。
01:03:17	ちょっとこの文章の規定の番号とかちょっと今、追えなかったんですけども、
01:03:23	失礼いたしました。原子燃料工業の角野でございます。まとめていただ いたように第2加工棟につきましても、怪文書についてグリーンハウスの 設置について書いてますという、
01:03:36	状況でございます。
01:03:39	以上です。はい。
01:03:41	規制庁の末次これは例示といいますか、
01:03:45	さらに一步踏み込んで、ここ書いてるのかと思いますけども、第1回は 医局長等についてはやるっていうことは承知しました。
01:03:55	ペットます。
01:04:01	木瀬規制庁の鈴木です。
01:04:05	参考資料1-1の26ページ。
01:04:08	で、ちょっと些末な、
01:04:11	ことなんですけども26ページ。
01:04:16	こっちへお聞きします。
01:04:19	て、
01:04:20	ナンバー9の33。
01:04:22	ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:04:29	下位規定の方を見ていただきたいんですけども、
01:04:38	青い線、青い文字の一番、これ右の方、右の方に一番上だけど右の方に 図バツバツって書いてあるんですけど、これは、
01:04:48	どういうことでした。
01:04:50	活気輸出質問です。
01:05:04	これは
01:05:05	まだ
01:05:07	整理されてなかったから番号として切り換えた。
01:05:12	原子燃料工業の柿木です。このずっと池辺系のところですけどもここは まだ
01:05:17	具体的にですねその番号が、この地方で何番になるかってのを決め、ま だ決まってないということで、ちょっと、
01:05:25	TPP になってるっていう、この青字で今後修正する点の箇所ございま して、まだ未修正だということでございます以上です。
01:05:38	規制庁の鈴木です金今後何か。
01:05:41	具体的にちゃんと紐付けられた数字になるっていうことを理解しまし た。
01:05:47	重野工業の柿木です。今後対応するということでございます以上です。
01:05:57	続きましてまた参考資料 1-1 の 57 ページ。
01:06:04	57 ページのNo.19-9、
01:06:08	を見ていただきたいんですけども、
01:06:17	ここで
01:06:20	許可申請書に記載の空气中土壤中下線中の放射性物質濃度放射の測定装 置により、
01:06:29	それぞれ定期的に測定し長期にわたる環境の
01:06:34	監視を行うってあるんですけどその
01:06:38	放射能。
01:06:39	測定装置っていうのは、どのような装置。
01:06:42	ていうかちょっと説明いただけないでしょうか。
01:06:53	原子燃料工業の要でございます。
01:06:57	藤。
01:07:00	ただいまのところにつきまして
01:07:04	土壤中河川水中の放射性物質のことにつきましては別表 9 に記載して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



01:07:12	いるように定期的に測定は行っているんですが、その測定装置というのは、
01:07:19	弊社で持っているものではなくて、外部機関に測定を依頼している。
01:07:26	ものになります。
01:07:28	許可で、この放射性測定装置により測定すると。
01:07:33	言ったところは
01:07:35	その測定装置をこの熊取事業所に設置するといったところは、意味しておりませんで、
01:07:45	外部機関等に測定を依頼するなどして、
01:07:49	土壌河川中の濃度を監視するという意味で記載してございます。以上です。
01:07:57	規制庁の杉です。ゲルマに AND 体験式とかそういうので測るとは思うんですけども外部委託ってということでそういうのがちゃんと下部規定で定められてるってということですかねいろいろ。
01:08:10	今回説明を下部規定していただいたので、
01:08:14	自前でやってなくて、ちゃんと定められている欠ことであれば問題ないと思います。
01:08:21	原始の子、
01:08:23	明日、
01:08:24	原子燃料工業の要でございます。はい。今おっしゃっていただいていたようにゲルマニウム半導体検出器等、
01:08:32	測定するとしてももらうということ、外部機関に依頼してはございますが、そちらの手順につきましては、保安規定の下部規定で、
01:08:43	定めておましてそちらの手順に従っているということになってございます。以上です。
01:08:51	はい。規制庁の鈴木です。続きまして参考資料 1-2。
01:08:57	お願いします。
01:08:58	4 ページ目です。
01:09:16	ですね。
01:09:18	何。
01:09:19	ナンバー 8-2 ですね。
01:09:28	ここで衛藤。
01:09:31	第 2、
01:09:32	第 2 節項に自制書に記載の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:09:35	栗城パラメーターが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。
01:09:41	管理を行う。
01:09:43	てあるんですけども、この栗城パラメーターの 0.0032 以下となるゴバクする措置っていうのが、
01:09:50	保安規定や下部規定でどこで読むんでしょうかっていう。
01:09:53	質問です。
01:10:03	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
01:10:31	原子燃料工業藤原でございます。
01:10:35	栗城パラメーターのこの辺りからですね、するためには、等を固縛したときですね、何列。
01:10:46	何行何段っていう形にスルーわけなんですけど、ちょっと素行をもですねきちっと決めてるところあるんですけど、ちょっと今、
01:10:57	あれか文書の方にはですね、ちょっとそこまで、
01:11:01	と抽出できたようなところありまして、そこはもう少しきちっと示したいと思いますので、
01:11:08	はい。遠藤失礼修正したいと思います。失礼しました。
01:11:13	規制庁の鈴木です。承知しました。
01:11:17	すいません来まして聞いた青木ですけど鈴木さん、どう。
01:11:21	15 時。
01:11:22	までに終わるように進めていただければと思いますすいません。よろしくをお願いします。
01:11:29	会議室の関係です。
01:11:57	規制庁青木です。鈴木さん聞こえてますか。
01:12:02	すいません見るとなりましたすいません江藤、ごめんなさい 55 分、終わってる形で。はい。はい。はい。時間を決めましたの。
01:12:13	9 ページ参考資料 1-2 の 9 ページなんですけども、ナンバー 10-1 のところなんですけども、
01:12:19	ここで
01:12:21	第二次設工認申請書に記載の局所排気系等の気体廃棄施設、
01:12:27	排気設備フィルタユニット及びダクトを撤去する場合は、当該は局所排気系、排気、
01:12:34	系統に接続する設備機器に使用禁止の措置を講じるんってなってるんですけども、
01:12:42	それが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:12:43	金賞措置とかの保安規定や下部規定のどこに反映されているのかっていうことでスマホバンク株券特に変えたりとか、計画とか、
01:12:54	ていうのはわかるんですけども、機器使用検証措置までちょっとここで読み取れないんじゃないかと思ったので
01:13:00	質問しています。
01:13:10	原子燃料工業残らずえとこちらにつきましては
01:13:15	保安規定関係条項としては保全計画の策定ということで、具体的な工事ですね。
01:13:25	他の 9、
01:13:27	作業計画っていうものを作成しまして、その中で、
01:13:35	この小禁止の措置を講じたりする、その中で、おっしゃりすることも含めて、計画を立てるとそれに対して、
01:13:44	下部規定ではその工事計画の訂正とかそういった中で、鳥栖、具体的にこの計画には、
01:13:57	具体的に、その計画、例えば今、
01:14:04	注意点ですね、そういったものも含めて書きますのでそういったところで展開されてるという構成物も含めかけますので、そういったところで展開するということに、表が今、
01:14:18	ちょっとダイレクトに読めないんですけども規制庁の鈴木です
01:14:22	ちゃんとこの計画とかに定めてやってるっていうことでしょうか
01:14:27	この線を引いてる。
01:14:29	祖先下線を引いたところの対応がわかりませんっていうことですので、
01:14:36	工事の計画に含めてやってますっていう。
01:14:42	ということで、理解しましたもう。はい。
01:14:47	あと、参考資料 1-3 の時間がなくなってくるので最後理解は別に言わなくていいんでそれで確認事項だけちょっと、真木をお願いします。すみません。
01:15:00	はっきり言って今のしっかりした態度になってないと思っているので、
01:15:07	まとめてるんですけどもあと参考資料、
01:15:11	笹市野さんのパートワンお願いします。
01:15:15	2 ページ目と 3 ページ目。
01:15:18	の図別図 2-1 と別 2-2。
01:15:23	この辺りなんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:15:30	これらの図において最南端にある建物ですね図 2-2 でいうと、附属建物 30 の形状が設工認の
01:15:39	当保安規定で差があるんですけども、この理由は何でしょうかっていうこととあと別。
01:15:45	2-2 の、附属建物 15 と 16 の東側に位置する建物は何でしたっかっていう質問です。
01:16:12	原子燃料工業内海でございます確認して回答させていただきます。以上です。
01:16:24	お願いします。ちょっと続けます
01:16:27	この 4 ページ目のところです。
01:16:30	が、
01:16:31	図 2 列 2-3 において凡例で、
01:16:35	示されている廃棄物の仕掛け品の保管場所っていうのは管理区域だと思うんですけども、この
01:16:43	今のままだと管理区域、
01:16:45	に見えないようなんだと思うんです見えないと思うんですけど、どうでしょうか。
01:16:52	下原子燃料工業の要でございます。
01:16:56	管理区域内の一部の区域を指してはございますが
01:17:01	それがわかるようにちょっと凡例の方、ちょっと検討いたします。以上です。
01:17:08	はい。規制庁の鈴木です。続きまして 3、パート II の方の、
01:17:14	見てもらいたいんですけども 8 ページ目ですね別図 3、
01:17:19	です。
01:17:35	この凡例で
01:17:38	まず
01:17:40	2 回、南志賀の 5 分の 1 領域のところの判例が達成が見えないためわかりづらいので可能でしたら図面を明瞭にさせていただければと思いますっていうことと、
01:17:52	別図 3 の注 3 において今回運搬設備チェーンブロック
01:17:57	規制追加されてると思うんですけどもそれが漏れてるんじゃないんでしょうかっていう。
01:18:02	確認です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:18:05	原子燃料工業の内海でございますご指摘の点、適切に参考資料を修正したいと思います。以上です。
01:18:14	続きますして
01:18:17	尺部 SHIPPING 118 ページで、
01:18:23	資料 2-120 アッチャン、別表 21 位んところす。
01:18:33	ここで、今回
01:18:37	ファクシミリについてですけども、許可ですとか、今の申請書では各 1 台以上となってるんです、今回の各 1 台に修正されてきているんですけども、この理由を、
01:18:47	教えていただけないでしょうかっていうのとあと、単純に、
01:18:50	今一色っていう表記が漢字と数字。
01:18:54	一式がまざってる。
01:18:55	ちょっとそこは直されたらどうでしょうかっていうことです。
01:19:00	原子燃料工業の岡安ファクシミリの点で異常ってつけたのは部屋施工人を踏まえてですね部屋が三つになりました場所が三つになりましたので、
01:19:11	異常がなくってもですね。
01:19:14	三つの場所に分かれてたのが適切かなと思って以上とってます。あと、漢字表記ドアノ数字漁期ああいうの、混在を設工認の段階でそれを
01:19:28	持ってきて、そのまま反映したんですけども管理する上でどちらかですか検討した上で見直したいと思います。
01:19:44	規制庁の鈴木ですっていう。では今回の
01:19:48	補正では各 1 台以上が各自治体ってなってくるっていうことを、
01:19:53	だと思いました後、
01:19:55	最後です申請書の、
01:19:58	方ですね 55 条のところ、これも誤記なんですけどもだと思われんですけど、
01:20:03	今回のひらがなでの遮へいを感情遮へいに直されてると思うんですけどこの 55 条のところだけ直ってないので、直されたらどうでしょうかっていうことです。以上です。
01:20:18	原子燃料工業、内海でございます承知いたしました。提携を適切に補正申請の方で修正させていただきたいと思います。以上です。
01:20:30	規制庁の青木です。その他、軽重から確認したいことありますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:20:36	これ。
01:20:38	うちが、
01:20:43	事業者側から何かありますでしょうか。
01:20:49	原子燃料工業でございます。事業者側からは特にございません。
01:20:53	はい、わかりましたそれでは録音を提示させていただきます本日のヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。